

京都市告示第446号

京都市中央斎場条例第2条第3項の規定に基づき、京都市中央斎場の受付時間を次のとおり変更します。

令和5年12月1日

京都市長 門川大作

変更する年月日	変更後の受付時間
令和5年12月31日（日）	午前10時から午後6時まで

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)